

社会資本整備等に関する意見書について

社会資本整備等に関することに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和2年10月7日

旭川市議会
議長 安田 佳正 様

提出者 旭川市議会議員

佐藤 さだお

菅原 範明

林 祐作

木下 雅之

松田 たくや

上村 ゆうじ

福居 秀雄

宮本 儔

えびな 信幸

杉山 允孝

社会資本整備等に関する意見書

本市は美しい自然や豊富で新鮮な食など多様な魅力を有し、国内外から訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本市の経済は食品産業や観光業など幅広い分野において大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや、復興に向けた取組を加速させることが必要であり、そのためには本市の強みである食や観光に関連する地域が持つ潜在能力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本市は近年、豪雨や暴風雪などの自然災害時に発生する交通障害、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用が多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担の下、社会資本の整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹を成す高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス感染症収束後の物流・観光を始めとする経済活動の復興における道路等の社会資本の重要性などを踏まえ、より一層の整備推進や管理の充実強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 長期的かつ安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額をできる限り全額確保すること。
- 2 令和2年度までの限定的な措置となっている防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 3 道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、道路メンテナンス事業補助や公共施設等適正管理推進事業債等の継続を含めた予算を確保すること。
- 4 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える社会資本の整備や管理の充実強化を図ること。

- 5 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会